

文部科学省の通知に基づく「入学料の返還制度」の導入について

2026年1月15日

岡山学院大学・岡山短期大学入試事務室

本学では、文部科学省より令和7年6月26日付で発出された「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」を受け、受験生の経済的負担を軽減する観点から、2026年度（令和8年度）入試より、入学料の返還に関する制度を以下の通り導入いたします。

本制度は、所定の入試区分において、入学手続完了後に国公立大学（専門職大学を含む）へ進学することとなった方を対象に、既にお支払いいただいた入学手続時納入金（入学金を含む）の全額を返還するものです。

記

1. 制度の対象となる入試区分

本制度は、併願が認められている以下の入試区分を対象といたします。

- 学校推薦型選抜（一般）
- 一般選抜（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期）
- 社会人特別選抜（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期）

2. 返還の対象となる条件

上記入試区分に合格し、入学手続（入学金および学納金納入）を完了された方のうち、国公立大学に合格し、当該大学に進学するため本学への入学を辞退される方。

3. 返還の内容

納付済みの「入学手続時納入金（入学金含む）」の全額を返還いたします。

※振込手数料については、申請者のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

4. 返還申請の方法

入学辞退の手続きの際、あわせて所定の書類を提出してください。

- **申請期限：**2026年3月31日（火）17時必着
- **必要書類：**
 1. 入学辞退届および入学許可通知書（本学指定様式）
 2. 進学する国公立大学の合格を証明する書類の写し

以上